

# **東金市地域防災計画**

## **(第1編 総則編)**



# 目 次

## 第1章 基本事項

第1節 計画の目的及び構成.....	総-1
1 計画の目的.....	総-1
2 計画の構成.....	総-1
3 計画の修正.....	総-1
4 地区防災計画.....	総-2
第2節 計画の基本方針.....	総-3
1 減災を重視した防災対策.....	総-3
2 地域防災力の向上.....	総-3
3 要配慮者の支援.....	総-3
4 男女共同参画の視点.....	総-3
5 山武地域における協力体制の構築.....	総-4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	総-5
1 東金市.....	総-5
2 事務組合.....	総-5
3 千葉県.....	総-6
4 指定地方行政機関.....	総-6
5 自衛隊.....	総-9
6 指定公共機関.....	総-10
7 指定地方公共機関.....	総-11
8 公共的団体等.....	総-11
9 市民、事業所、自主防災組織等.....	総-13

## 第2章 災害の想定

第1節 市の自然環境・社会環境.....	総-14
1 自然環境.....	総-14
2 社会環境.....	総-15
第2節 災害履歴.....	総-18
1 地震・津波.....	総-18
2 風水害.....	総-21
第3節 災害の想定.....	総-23
1 地震の被害想定.....	総-23
2 津波の想定.....	総-27
3 風水害の想定.....	総-28
4 火山災害.....	総-28
5 大規模事故.....	総-28



# 第1章 基本事項

## 第1節 計画の目的及び構成

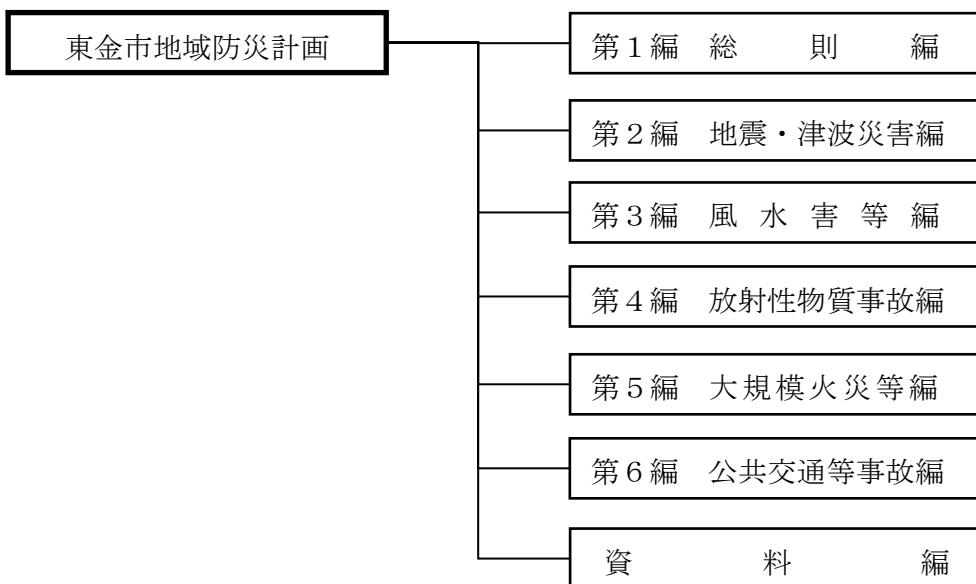
### 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、東金市防災会議が作成する計画である。

本市で発生する大規模災害に対処するため、予防活動、応急活動及び復旧活動等について、防災関係機関、市民及び事業所を含め、防災対策を総合的かつ計画的に実施することを定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

### 2 計画の構成

本計画は、次の構成である。



### 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を防災会議に提出する。

#### 4 地区防災計画

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第2節 計画の基本方針

### 1 減災を重視した防災対策

市民の生命、身体及び財産を守ることを第一義としたうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、災害に強いまちづくりの推進を図る。

本市においては、地震が最大の被害と想定される。地震による物的・人的被害を発生する要因は建物倒壊と延焼火災によるものであり、その被害を最小限にするために、建物の不燃化・耐震化を促進する。

また、緊急輸送や避難行動を確保するため、道路、橋梁の整備、公園等のオープンスペースの整備、更には土地区画整理等による防災的視点にたった災害に強い都市形成を推進する。

### 2 地域防災力の向上

大規模な災害が発生したときには、行政だけで対応することは困難である。そのため、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」との考えによる「自助」、「共助」との連携を防災対策に位置づける。

「自助」においては、家庭内備蓄の推進や防災意識の向上に努める。「共助」においては、自治会、自主防災組織等の中核となる組織の育成、訓練やリーダーとなる人材育成等の支援に努める。

加えて、民間団体、企業との協定締結による災害時の備えなど、地域の力を最大限発揮するための取組を進める。

### 3 要配慮者の支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援が必要になる。

特に、避難に際しては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援をするもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要となる。

そのため、市は、災害発生時の混乱した状況のなかにおいても要配慮者の安全を確保するため、避難行動要支援者の名簿作成、地域による避難行動要支援者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等の避難行動要支援者に留意した防災対策を推進する。

### 4 男女共同参画の視点

東日本大震災等の大規模災害では、避難生活において、生活環境、物資の供給、避難所業務の役割における女性への配慮等について様々な課題が提起されている。

そのため、男女共同参画の視点から、市の防災会議等の防災対策の審議や、自主防災組

織のリーダー等に女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。

## 5 山武地域における協力体制の構築

大規模災害に対しては、市単独では対応が困難である。巨大な津波が発生した場合、本市への影響は小さいものの、九十九里海岸地域から多くの住民が避難するとともに、本市が支援の拠点となることが想定される。

山武地域においては、既に「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書」の締結により協力体制を構築し、避難訓練等を合同で実施しており、地域防災計画においても山武地域への支援について位置づける。

## 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 1 東金市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災公共施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の生活再建支援に関すること
- (15) 自主防災組織の育成、強化及び指導に関すること
- (16) 避難指示等及び避難場所等の整備に関すること

### 2 事務組合

#### 【山武郡市広域行政組合】

- (1) 消防本部及び消防署との連絡調整に関すること
- (2) 避難の誘導に関すること
- (3) 関係機関との連絡に関すること
- (4) 災害時の救急、救助、消火に関すること
- (5) 被害調査及び被害報告に関すること
- (6) 情報の収集及び伝達に関すること
- (7) 災害広報に関すること
- (8) 医療機関との協力体制に関すること
- (9) 危険地域の警戒、被害箇所の確認に関すること
- (10) 被害箇所の応急処置に関すること
- (11) 被災地及び避難所のし尿収集及び処理に関すること
- (12) し尿処理施設の被害状況調査及び保全管理に関すること
- (13) 遺体の埋火葬に関すること

**【東金市外三市町清掃組合】**

- (1) 清掃施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 塵芥の処理に関すること

**3 千葉県**

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

**4 指定地方行政機関**

**【関東管区警察局】**

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報の伝達に関すること

**【関東財務局】**

- 1) 立会関係
  - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2) 融資関係
  - (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
  - (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- 3) 国有財産関係
  - (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財

産の無償貸付に関すること

- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (3) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
- (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
- (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
- (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- (1) 災害関係の融資に関すること
- (2) 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること
- (3) 手形交換、休日営業等に関すること
- (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- (5) 営業停止等における対応に関すること

**【関東信越厚生局】**

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

**【関東農政局】**

1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること

2) 応急対策

- (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
- (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること
- (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
- (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること
- (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
- (6) 応急用食料、物資の支援に関すること
- (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
- (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること
- (9) 関係職員の派遣に関すること

3) 復旧対策

- (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
- (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

**4) その他**

~~災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省農産局）~~

**【関東森林管理局】**

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

**【関東経済産業局】**

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

**【関東東北産業保安監督部】**

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

**【関東運輸局】**

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

**【関東地方整備局】**

1) 災害予防

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (2) 通信施設等の整備に関すること
- (3) 公共施設等の整備に関すること
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
- (7) 豪雪害の予防に関すること

2) 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (4) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

**【成田空港事務所】**

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

**【東京管区気象台】**

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・

通報に関するこ

- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関するこ

**【関東総合通信局】**

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関するこ
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関するこ
- (3) 災害時における非常通信の確保に関するこ
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するこ
- (5) 関東地方非常通信協議会の運営に関するこ
- (6) 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関するこ

**【千葉労働局】**

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関するこ
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関するこ

**【関東地方測量部】**

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関するこ
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関するこ
- (3) 地殻変動の監視に関するこ

**【関東地方環境事業所】**

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関するこ
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関するこ
- (3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関するこ
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関するこ

**【北関東防衛局】**

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関するこ
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関するこ

**5 自衛隊**

1) 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関するこ
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関するこ
- (3) 防災資材の整備及び点検に関するこ
- (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関するこ

2) 災害派遣の実施

- (1) 人命及び財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関するこ
- (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関するこ

## 6 指定公共機関

**【東日本電信電話株式会社 NTT 東日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】**

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

**【日本赤十字社千葉県支部】**

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- (3) 義援金の募集及び配分に関すること

**【日本放送協会】**

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

**【東日本高速道路株式会社】**

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

**【独立行政法人水資源機構】**

- (1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- (2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

**【成田国際空港株式会社】**

- (1) 災害時における空港の運用に関すること
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

**【東日本旅客鉄道株式会社】**

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

**【日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク】**

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

**【東京電力パワーグリッド株式会社】**

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の電力応急対策と及び災害復旧に関すること

**【日本郵便株式会社】**

- 1) 災害時における郵便事業運営の確保

- 2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
  - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
  - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
  - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
  - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- 3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

## 7 指定地方公共機関

### 【一般社団法人千葉県ＬＰガス協会】

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

### 【日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社】

- (1) 航空機の運航の安全と確保に関すること
- (2) 旅客の安全確保に関すること

### 【公益社団法人千葉県医師会】

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

### 【一般社団法人千葉県歯科医師会】

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

### 【一般社団法人千葉県薬剤師会】

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

### 【千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム】

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

### 【一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会】

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 【千葉県道路公社】

- (1) 所管道路の保全に関すること
- (2) 所管道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

## 8 公共的団体等

### 【一般社団法人山武郡市医師会】

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

**【一般社団法人山武郡市歯科医師会】**

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

**【山武郡市薬剤師会】**

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 薬剤師との連絡調整に関すること

**【山武郡市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団】**

- (1) 水道施設の防災対策及び災害時の応急給水に関すること
- (2) 水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること

**【各土地改良区】**

- (1) 受益地の農業施設の整備及び管理に関すること
- (2) 受益地（農地）及び農業施設の被害調査と災害復旧に関すること

**【山武郡市農業協同組合】**

- (1) 市が行う農林施設関係の被害調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 農作物等の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- (4) 農林生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

**【東金商工会議所】**

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- (4) 災害時における物価安定への協力
- (5) 災害時の食料及び物資の供給に関すること

**【社会福祉法人東金市社会福祉協議会】**

- (1) 要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害時におけるボランティア活動に関すること
- (3) その他災害応急対策についての協力に関すること

**【東金建設業協同組合】**

市が行う応急対策、応急復旧等における協力に関するこ

**【東金アマチュア無線クラブ、~~東金市役所アマチュア無線クラブ等】~~**

災害情報の収集・伝達等、応急対策に必要な通信活動への協力に関するこ

**【東金市赤十字地域奉仕団】**

救急法等の普及、災害時における炊出し、物資の供給、その他災害応急対策等の協力に  
関すること

**【病院等医療施設】**

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

## 9 市民、事業所、自主防災組織等

### 【市民】

- (1) 自らの生命、身体及び財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断、耐震改修等震災の予防を図ること
- (2) 最低3日間分・推奨1週間分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策等、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じること
- (3) 住民自らが近隣、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること
- (4) 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

### 【事業所】

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保、最低3日間分・推奨1週間分の食料・飲料水等の備蓄に努めること
- (2) 地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (3) 集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保に努めること
- (4) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めること

### 【自主防災組織】

- (1) 地域において自発的に防災活動を実施することにより、災害の予防及び被害の拡大防止を図り、更に災害復旧に寄与すること
- (2) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関するここと
- (3) 初期消火、避難、救出救護等に関するここと
- (4) 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関するここと
- (5) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関するここと

### 【区長会連合会】

- (1) 避難者の誘導及び救出救護に関するここと
- (2) 被災者に対する炊出し、物資の供給、避難所の運営その他応急対策への協力に関するここと
- (3) その他災害応急対策についての協力に関するここと

### 【ボランティア団体】

- (1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図ること
- (2) 災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に関するここと

## 第2章 災害の想定

### 第1節 市の自然環境・社会環境

#### 1 自然環境

##### (1) 地勢

本市は 千葉県の中央東部にあり、東は九十九里町、西は千葉市、南は大網白里市、北は山武市及び八街市に接する。また、成田空港にも近く、千葉と外房・銚子方面を結節する位置にある。

市の面積は、89.12km<sup>2</sup>である。

##### (2) 地形

本市の地形地質は、北西部を占める台地、丘陵と南東に展開する海岸平野の2地域に大別することができる。

台地・丘陵部は主に下総台地と呼ばれ、台地上面は標高40~80mの比較的平坦な土地になっている。台地や丘陵の間には、谷底平野が複雑に分布しており、その境界部分には急崖が存在する。谷底平野は、台地や丘陵の侵食によって形成したもので、台地、丘陵部内に複雑に分布している。

海岸平野部は、九十九里平野の一部で、標高10m以下の低平な土地が広がっている。一見、平坦に見える平野ではあるが、そこには砂丘と呼ばれる微高地とその間に分布する砂丘間低地が存在する。

また、国道128号と雄蛇ヶ池の間には後背低地と呼ばれる低湿な土地が広がっている。

##### (3) 地質

台地・丘陵部の地層は、上総層群、下総層群と呼ばれる堆積層からなる。

上総層群は、丘陵部及び東金市街北西側の急崖部に分布し、約50万年前に浅海底に堆積した砂質泥岩～泥質砂岩からなる地層である。

下総層群は台地部に該当し、約40万年前以降に浅海底に堆積した砂や泥からなる地層である。

また、台地の表面は降下火山灰からなる新期ローム層に覆われている。

台地や丘陵の間に分布する谷底平野は、沖積世（約1万年前以降）に河川の堆積作用によって形成された地層で、泥がちな堆積物からなる。

海岸平野部は、約6000年前に浅海底であった場所が、海平面の低下や沿岸流による土砂の運搬・堆積作用によって徐々に陸地となって形成されたため、内陸に向かうほど年代の古い砂丘、砂丘間低地が分布している。

海岸平野部の沖積層を詳細に見てみると、微高地の砂堤は砂がちな堆積物で構成され、堤間湿地及び後背低地は泥がちな堆積物で構成されている。

##### (4) 河川

河川は、市内に作田川、真亀川、南白亀川の3水系が存在するが、市北部、東部及び

西南部の一部を除けば、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれる。

### (5) 気象環境

#### ア 降水量

本市は、太平洋に近く比較的穏やかな気候である。年間の降水量は1,500mm程度、日雨量が50mm以上の日数は4～6日程度である。

#### イ 風速・風向

平成23年の月別最多風向は、3月から5月にかけては西よりの風、6月から9月は南風、10月から2月は北風となっている。

また、平成13年以降の平均風速は、最大で2.0m/sである。横芝光町の観測点のアメダスデータによると、1日の最大風速が10mを超える日数は年に数日以内である。

## 2 社会環境

### (1) 人口・世帯

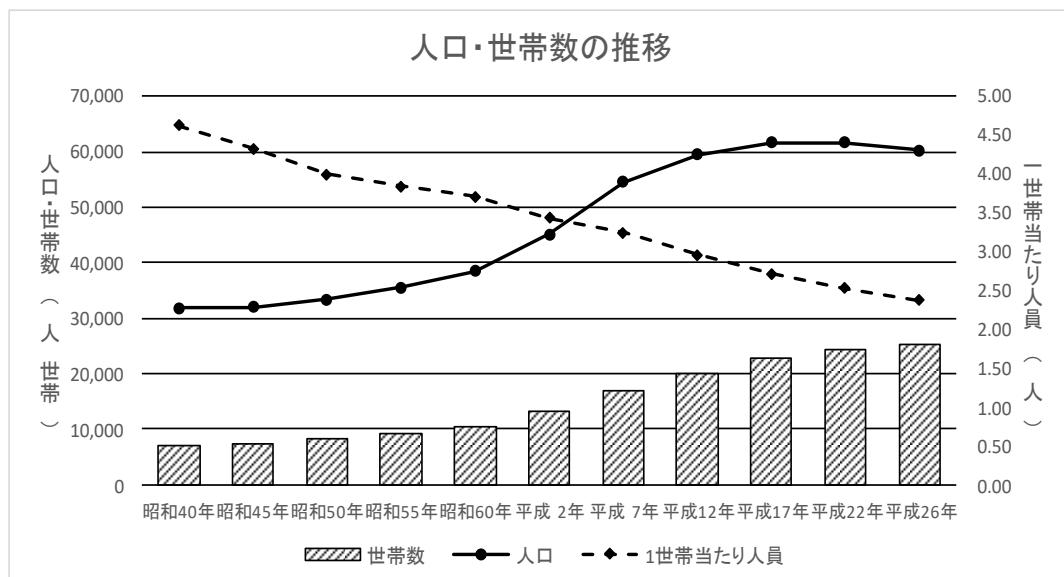
本市の人口及び世帯数は、平成26年4月1日現在60,344人、25,398世帯である。

本市の人口は、昭和40年頃から増加傾向を示すようになり、平成元年以降、飛躍的に人口が増加した。平成22年以後5年間の人口の伸び率は1.26%、世帯数の伸び率は8.07%となっている。

**(令和7年4月1日現在 56,224人、28,034世帯となっている。)**

一方、世帯数は年々増加を続けているため、平成2年の1世帯あたりの人口が3.43人であったのにくらべ、平成26年には2.38人にまで減少した。

また、平成12年、17年、22年の国勢調査によると、この間に世帯数が1.2倍になったのに対し、単身世帯数が1.6倍となるなど単身世帯、核家族の増加が進んでいる。



資料：東金市統計書平成24年、平成26年値は住民基本台帳4月1日現在

### (2) 昼夜間人口

平成22年国勢調査の従業・通学者数によると、市域の夜間人口に対する昼間人口の変化は1,752人減（比率は97.2%）であった。移動の内容では、市民の半数が市外に通勤・

通学している。

通勤・通学先は、千葉市が最大で4,000人を超える市民が通勤・通学し、次いで山武市、大網白里市、九十九里町と近隣市町が多い。県外では東京都への流出が多い。

市外から流入してくる通勤・通学者は、山武市、大網白里市、千葉市、九十九里町の順で多く、千葉市からの流入は流出に比べ少ない。

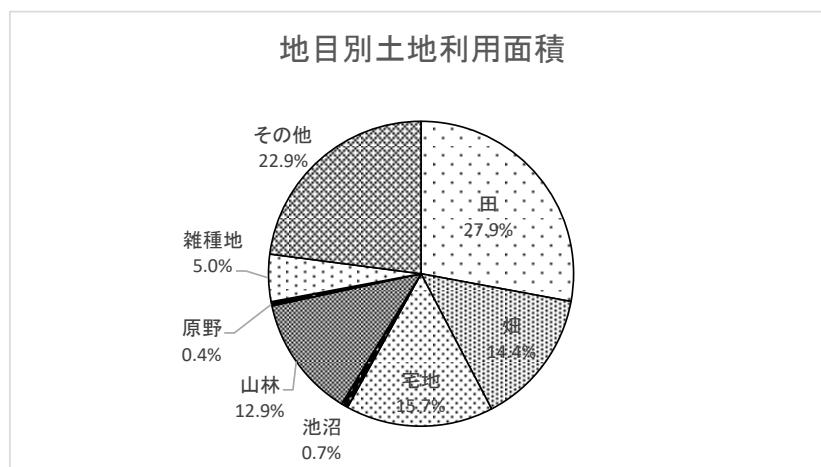
夜間人口に対する昼間人口の比を地域的にみると、学校や工業団地（千葉東テクノグリーンパーク、東金工業団地、小沼田工業団地）、東金駅周辺等の市街地で昼間人口の比が高いのに対し、日吉台、季美の森東等の住宅地では低くなっている。

### (3) 土地利用

本市の地目別土地利用の状況は、田が2,488.4ha(27.9%)と最も多く、次いで畠が1,286.3ha(14.4%)で、全体の42.3%は農地である。

宅地は1,395.1ha(15.7%)、山林は1150.7ha(12.9%)の構成である。

また、東金駅周辺の商業地域全域20.4haが、都市計画法第8条第1項第5号に基づく準防火地域に指定されている。



### (4) 都市施設

#### ア 公園、緑地

公園緑地は、都市計画決定されている公園が37箇所(41.55ha)、緑地が3箇所(5.98ha)で、平成26令和7年1月1日現在では、3433箇所の公園と、2箇所の緑地が供用されている。

#### イ 公共下水道

公共下水道は、平成26令和7年1月1日現在では約996947ha(汚水)、約618ha(雨水)を都市計画決定されており、このうち約768807ha(汚水)を供用開始している。

#### ウ ごみ焼却場

本市のごみ処理業務は、東金市三ヶ尻地先に東金市外三市町清掃組合環境クリーンセンターが整備され、東金市外3市町で構成する一部事務組合(東金市外三市町清掃組合)により運営されている。

#### エ 汚物処理場

本市の汚物(し尿)処理業務は、東金市家徳地先に山武郡市広域行政組合環境アクリアプラントが整備され、東金市外5市町で構成する一部事務組合(山武郡市広域行政

組合)により運営されている。

才 火葬場

火葬業務は、東金市堀上地先に山武郡市広域斎場が整備され、東金市外5市町で構成する一部事務組合(山武郡市広域行政組合)により運営されている。

(5) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は土地利用の方針に基づき、既に6地区(265.6ha)が完了している。

## 第2節 災害履歴

### 1 地震・津波

本市が位置する南関東地域は、南側の相模トラフでフィリピン海プレートが沈み込み、東側の日本海溝で太平洋プレートが沈むという複雑なプレート境界に位置しており、世界でも有数の地震多発地域である。

千葉県で発生した地震・津波は、次のとおりである。

#### ■地震・津波の履歴

西暦年月日 (日本歴年)	震央地名	マグニチ ュード	県内最 大震度	地変	人命、家屋等の被害	津波
811.8 (弘仁 9 年 7 月)	相模湾	7.9		山崩れ多発。	死者多数。	
887.8.26 (仁和 3 年 7 月 30 日)	南海道沖	8.3				安房地方まで津波が到達。
1433.11.7 (永享 5 年 9 月 16 日)	相模湾	7.1				東京湾に津波があり、当時東京湾に注いでいた利根川の水が逆流した。
1447.5.13※※ (宝徳 1 年)	九十九里 沖?				大網白里町方正寺が埋没した。	
1498.9.20 (明応 5 年)						銚子付近に津波。
1498.10.10 (明応 7 年 8 月 25 日)	遠州灘				天津小湊の誕生寺が流没。	房総半島南部で大津波。
1511.12※※ (永正 8 年)	九十九里 沖?	8.6			茂原市藻原寺が大破した。	
1605.2.3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	南海トラ フ沿い	7.9			死者多数。	房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。
1606.11 (慶長 10 年)				山崩れ。	家屋が倒壊。死者多数。	津波あり。
1642.3 (寛永 19 年)						安房地方に津波があつた。
1677.11.4 (延宝 5 年 10 月 9 日)※	茨城県沖 磐城沖	8.0	VI		東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畠浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名。銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。	勝浦～東浪見で被害大。房総沿岸に大津波あり。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6.0～7.5m、矢指戸村 5.5～7.0m、岩船浦 6.5～8.0m、御宿浦 4.5～7.0m、沢倉村 5.5～7.0m 等であった。
1703.12.31 (元禄 16 年 11 月 23 日)※	房総沖		VI	安房地方で山崩れが多く発生。嶺岡山で亀裂が生じ、各地で地割れが発生した。	津波による被害が主。安房小湊で 570 戸流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で倒壊。	房総沿岸に大津波あり。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11～

## 第1編 総則編 第2章 災害の想定

西暦年月日 (日本歴年)	震央地名	マグニチ ュート	県内最 大震度	地変	人命、家屋等の被害	津波
						12m、保田 6.5m 等 であった。
1704.2.29 (宝永元年)				下総地方で山崩 れ。		
1707.10.28 (宝永4年)	紀伊半島 沖	8.4				安房、九十九里地方 に津波あり。
1782.8.23 (天明2年)	神奈川県 西部	7.3				津波あり。
1801.5.26 (享和元年)	上総地方	6.5			久留里城内で塀等の破損が多 く、民家も多く倒壊。	
1854.12.23 (安政元年)	東海道沖	8.4	V			安房地方、銚子で津 波あり。名洗で漁船 転覆し、水夫3名死 亡。
1855.11.11 (安政2年10 月2日)※	東京湾北 部	7.2	VI	浦安、船橋地区 で地面に亀裂が 生じ、噴砂がみ られた。	下総地方で倒家多く、死傷者多 数。	木更津の海岸で小 規模な津波。
1877.5.11 (明治10年)	チリ地震					九十九里地方に津 波。死傷者あり。
1902.6.23 (明治35年)	神奈川県 東部	6.8			安房郡で死者あり。	
1906.1.21 (明治39年)	房総沖			片貝で地面に小 亀裂。		
1906.2.23 (明治39年) ※	安房沖	7.3			北条や平群で壁に小亀裂。	
1906.2.24 (明治39年)	東京湾口	7.7				
1909.3.13 (明治42年) ※	銚子沖	7.2		名洗で地盤に亀 裂が生じた。	銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の 挫折あり。	
1915.11.16 (大正4年)	房総南部	6.7		千潟町万才、長 南町他2、3カ所 崖崩れあり。	崖崩れにより負傷5名、人家物置 の倒壊。	
1921.12.8 (大正10年) ※	龍ヶ崎付 近	7.1		印旛郡で道路に 亀裂。	印旛郡で土蔵破損数か所、千葉 や成田で多少の被害があつた。	
1922.4.26 (大正11年) ※	浦賀水道	6.9	V	布良で崖崩れ。	建物全壊8戸、破損771戸、小 学校傾斜1棟、館山、木更津、大 多喜等で土蔵や倉庫の壁墜落。	
1923.9.1 (大正12年) ※	相模湾	7.9	VI	安房地方で地割 れ、噴砂、噴水 が多発。上総、 安房地方丘陵地 では山崩れが多 発。三芳村付近 に地震断層が発 生。	県全体で死者1,335名、負傷者 3,426名、行方不明者7名、全 壊家屋31,186戸、半壊14,919 戸、焼失647戸、流71戸。建物 の倒壊は上総地方に多く流出は 布良の津波によるもの。	布良付近で津波によ る浸水。布良4.5m、 州崎4m、勝山 2.2m、木更津1.8m。
1923.9.2 (大正12年) ※	勝浦沖	7.4	V	勝浦付近では関 東地震より強く 揺れた。	勝浦で瓦の落下等小被害。	小津波あり。州崎で 波高30cm。
1928.5.21 (昭和3年)	千葉付近	5.8		江戸川河口付近 で土壁の亀裂崩 壊。		
1950.9.10 (昭和25年)	九十九里 浜	6.5		一宮で堤防に地 割れ発生。	電源の切断等小被害。	
1951.1.9 (昭和26年)	千葉県中 部	6.2			久留里で家屋に被害。	
1953.11.26 (昭和28年) ※	房総半島 沖南東沖	7.4	V		館山、富崎で墓石が転倒。犬吠 崎灯台の水銀がこぼれた。安房 郡で負傷1名。	銚子で津波3m。被 害なし。
1956.9.30 (昭和31年)	千葉県中 部	6.5			千葉市で浴場の鉄製煙突が倒 壊。	

## 第1編 総則編 第2章 災害の想定

西暦年月日 (日本歴年)	震央地名	マグニチ ュート	県内最 大震度	地変	人命、家屋等の被害	津波
1960.5.23 (昭和 35 年) ※	チリ沖	8.5			津波による被害は死者1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋 11 戸、田畠の冠水 173ha。	九十九里浜、銚子、勝浦、天羽等に津波。銚子 153cm、布良 67cm。
1962.11.14 (昭和 37 年)	千葉県沖	5.8			銚子でショーウインドー被害。	
1973.9.30 (昭和 48 年)	銚子付近	IV	IV		犬吠崎灯台の水銀がこぼれ、一時停灯した。 五井の化学工場の装置に被害。	
1987.12.17(昭和 62 年)※	千葉県東方沖	6.7	V	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生。液状化は内湾埋立地域と九十九里地域。28 市町村で 277 カ所に発生。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。	死者 2 名、負傷 144 名、家屋全壊 16 棟、半壊 102 棟、一部破損 71,212 棟、公共施設 755 カ所、道路 1,832 カ所、橋梁 64 カ所、河川 176 カ所、港湾 9 カ所、清掃施設 5 カ所、崖崩れ 434 カ所、鉄道不通 20 カ所、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等倒壊 2,792 カ所。 なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落による。	
1989. 3. 6 (平成元年) ※	千葉県北東部	V	6.0		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。	
2005. 4. 11 (平成 17 年)※	千葉県北東部	6.1	5強		県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。	
2005. 7. 23 (平成 17 年)※	千葉県北西部	6.0	5弱		県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。	
2011.3. 11 (平成 23 年) ※	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地、九十九里沿岸等では長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生。	死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。 建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。 水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 12,600 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 35 万 3 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆、乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。	銚子駿潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達。浸水面積は九十九里地域(銚子市~いすみ市)で 23.7km <sup>2</sup> に達した。

西暦年月日 (日本歴年)	震央地名	マグニチ ュート	県内最 大震度	地変	人命、家屋等の被害	津波
2012.3.14 (平成24年) ※	千葉県東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生	県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟。その他、銚子市ではブロック塀等が4カ所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上が断水。	
2019.5.25 (令和元年)	千葉県南部	5.1	5弱		県内で負傷者1名。	
2020.6.25 (令和2年)	千葉県東方沖	6.1	5弱		県内で負傷者2名。その他、富里市では体育館天井のずれ、ひび及び照明部材1個落下。	
2021.2.13 (令和3年)	福島県沖	7.3	4		県内で負傷者2名。その他、市川市及び船橋市において約41,390件の停電が発生。	

日本付近のおもな被害地震年表（日本地震学会HP）

※千葉県地域防災計画 ※※東金市防災アセスメント調査（平成10年）

## 2 風水害

本市では、台風や集中豪雨による浸水被害、崖崩れが発生している。浸水被害の多くは、排水不良や合流部での溢水等の内水氾濫による。

また、台地と低地との境界に形成されている崖地では、崖崩れを繰り返している。

平成元年以降の災害履歴は次のとおりである。

### ■風水害の履歴

既往災害			雨量(mm)		人的被害			物的被害				がけ崩れ(箇所)	備考	
年	月日	災害名	連続雨量※		死 者 (人)	重 傷 者 (人)	軽 傷 者 (人)	家屋被害			床 上 浸 水 (棟)	床 下 浸 水 (棟)		
			6時間	24時間				全 壊 (棟)	半 壊 (棟)	一部 損 壊 (棟)				
平成元	8/1	大雨	158	161	28			1	1	3	4	133	26	
	8/6	台風13号	42	43	9							3	8	
平成2	9/13	集中豪雨	39	39	19							3		
	9/30～10/1	台風20号	68	68	12							2		
	11/4	集中豪雨	58	58	26							50	7	
	11/30	台風28号	153	153	11							50		
平成3	9/8	台風15号	129	154	39	1					1	50	3	
	9/19～20	台風18号	148	148	19							6		
	10/11～13	台風21号	121	361	23					2	1	43	17	
平成5	7/5	大雨	108	108	32							29	1	
	8/26～27	台風11号	113	136	32							17		
平成6	8/21	集中豪雨	49	87	25							12	211	5
平成7	9/16～17	台風12号	193	208	16								13	1
平成8	9/21～22	台風17号	224	224	33				1		3	1	59	3
平成16	10/8～10	台風22号	223	223	45	2	19		2		274	1,244	322	被害量は県合計
	10/20～21	台風23号	122	122	17	2	3				10	161	28	被害量は県合計
平成19	4/19		21	55	4									土砂崩落1
平成21	8/10	大雨	69	81.5	24									道路冠水1
	12/5	雨	37.5	37.5	17.5									土砂崩落1
平成22	9/8	台風9号	125.5	125.5	37.0							1	1	道路冠水6
	9/27	大雨	163	163	23								3	
	10/10	大雨	150	150	33							3	1	道路冠水3
平成23	9/21	台風15号	78.0	90.5	8.5	1						1		道路冠水1
	12/3	大雨	50	52	12							1		道路冠水2
平成24	5/16		10.5	10.5	3								1	
	8/6	大雨	33	33	22.5								1	
平成25	10/15～16	台風26号	290	290	30						5	1	7	道路冠水19
平成26	6/6～7	大雨	179	179.5	12									道路冠水1

## 第1編 総則編 第2章 災害の想定

	10/6	台風18号	159	159	20.5			1							
平成28	8/16～17	台風6号	80.5	105	40.5										倒木1 土砂崩落1
	8/22	台風9号	47.5	68.5	14		1	2		1	83			1	倒木110 道路冠水7
	9/13	大雨	88.5	88.5	63.5							1			
	9/28	大雨	75	82	26.5										道路冠水1 土砂崩落1
平成29	10/22～23	台風21号	71.5	108.5	21									1	道路冠水8 倒木16 土砂崩落1
	10/29	台風22号	50	103.5	23.5									1	道路冠水4
平成30	9/30～10/1	台風24号	67.5	78.5	30.5										倒木5
令和元	9/8～9	台風15号	120.5	132.5	32.5		1		2	12	1,552			2	停電6,500 市内全域断水 倒木多数
	10/11～13	台風19号	27.5	56.5	12						10				停電1,300
	10/25	大雨	88	125.5	30				1		9			1	停電200 道路冠水35

※連続雨量：1降雨とするための無降雨期間の設定が定まっていない。

ここでは、洪水を対象にした無降雨6時間、と土砂災害を対象にした無降雨24時間の2種類を表示した。

雨量のデータは、アメダスの横芝光観測点、平成25年10月15～16日の降雨は山武土木（東新宿）による。

## 第3節 災害の想定

本市では、災害の危険性や想定される被害量の算定結果を各種防災対策に反映するため、「防災アセスメント調査（平成26年3月）」において、地震、津波、風水害の予測をしている。これらの概要について示す。

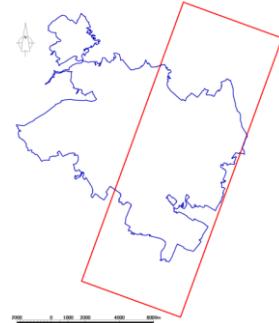
### 1 地震の被害想定

#### (1) 想定地震

本市直下における地震（震源の深さ20km、マグニチュード7.2）を想定地震とした。

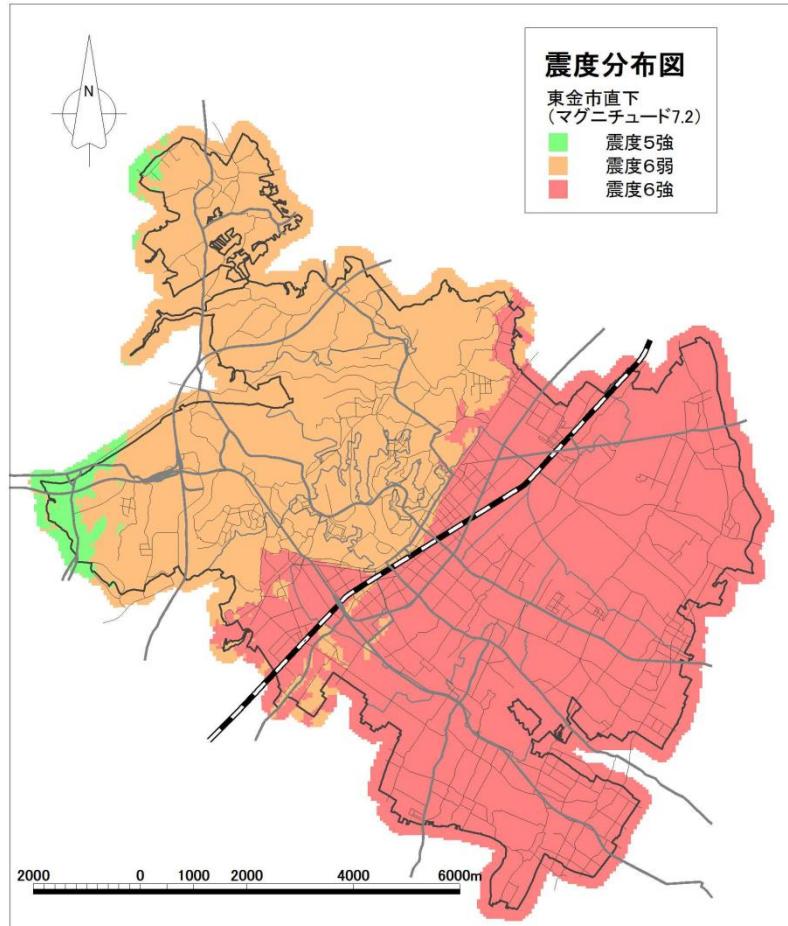
##### ■想定地震の諸元

断層の規模	マグニチュード7.2
上端の深さ(km)	5
走向(°)	200
傾斜(°)	45
原点の緯度経度	35.618°、140.459°
断層の長さ(km)	17.4
断層の幅(km)	8.7



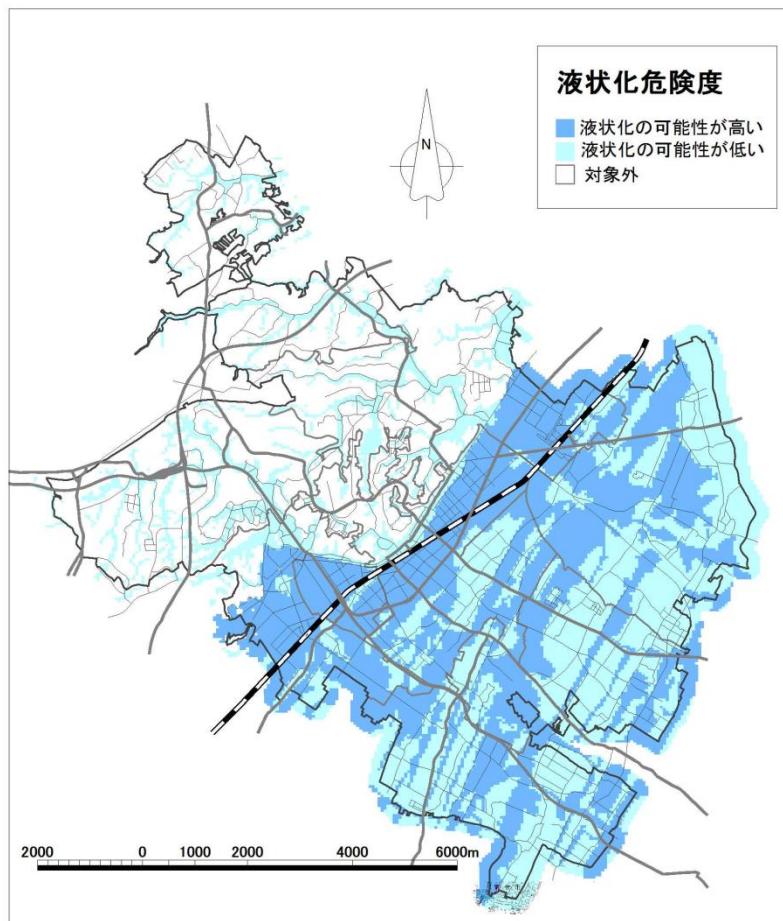
#### (2) 震度

市南東部の低地部では震度6強が予測された。北西部の台地部では震度6弱から5強が予測された。



### (3) 液状化危険度

市南東部の低地のうち、砂丘間の低地で、液状化危険度が特に高いと予測された。谷底平野でも液状化の可能性があると予測された。



### (4) 急傾斜地崩壊危険度の予測

崩壊危険度ランク A の斜面が 132箇所となった。これらの斜面では地震のゆれによる崩壊確率が 10%程度となる。

### (5) 建物被害想定

揺れによる建物被害は、揺れが強く古い木造住宅が多く分布する豊成地区、福岡地区、正気地区、嶺南地区で全壊率が高いと予測された。一方、東金地区は古い木造建物が多いが、北西部の台地部の震度が比較的弱いため、比較的全壊率が低いと予測された。

**■揺れによる建物被害予測結果**

項目 地区名	建物 棟数	全壊（棟）			半壊（棟）			全壊率	半壊率
		木造	非木造	計	木造	非木造	計		
東金地区	4,358	134	6	140	578	23	601	3.2%	13.8%
田間地区	2,746	93	4	97	321	16	337	3.5%	12.3%
嶺南地区	2,345	97	2	99	351	9	360	4.2%	15.4%
城西地区	1,586	51	2	53	209	7	216	3.3%	13.6%
公平地区	2,485	84	2	86	309	8	317	3.5%	12.8%
丘山地区	1,644	5	0	5	71	3	74	0.3%	4.5%
大和地区	1,703	34	1	35	162	4	166	2.1%	9.7%
正気地区	3,303	171	8	179	466	25	491	5.4%	14.9%
豊成地区	2,919	229	5	234	537	14	551	8.0%	18.9%
福岡地区	1,935	111	5	116	283	17	300	6.0%	15.5%
源地区	1,005	2	0	2	36	1	37	0.2%	3.7%
総 計	26,029	1,012	36	1,047	3,323	126	3,450	4.0%	13.3%

※四捨五入により合計値があわないことがある。

一方、液状化による建物被害は、田間地区、正気地区、豊成地区、東金地区をはじめとする砂質地盤からなる海岸平野部や谷底平野で高くなると予測された。

**■液状化による建物被害予測結果**

項目 地区名	全壊（棟）			大規模半壊（棟）			半壊（棟）		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計
東金地区	2	1	2	21	7	28	29	12	41
田間地区	2	0	2	24	5	29	36	9	46
嶺南地区	1	0	1	16	2	18	24	4	27
城西地区	1	0	1	13	2	15	20	3	23
公平地区	1	0	1	13	0	15	20	3	22
丘山地区	0	0	0	2	2	2	3	1	4
大和地区	1	0	1	15	3	17	25	3	27
正気地区	1	0	2	18	2	22	27	5	33
豊成地区	1	0	2	20	2	21	28	3	31
福岡地区	1	0	1	11	0	13	15	3	19
源地区	0	0	0	1	0	1	1	0	1
総 計	12	2	14	153	27	180	228	46	274

※四捨五入により合計値があわないことがある。

**(6) 人的被害**

人的被害の予測結果は、次のとおりである。

**■人的被害（建物被害による）の予測結果**

	死者（人）	負傷者（人）	うち重傷者（人）	自力脱出困難者（人）
未明	70	796	93	294
12時	46	207	26	203
18時	57	288	36	244

**(7) 避難者**

避難者の予測結果は、次のとおりである。

## ア 避難者

## ■避難者の予測結果

	建物被害による 避難者数（人）	生活困窮による避難者数（人）		
		1日後	1週間後	1ヶ月後
冬の未明	3,809	14,617	4,023	2,414
夏の12時	3,790	14,632	4,027	2,414
冬の18時	4,145	14,532	4,009	2,400

## イ 避難所生活者

## ■避難所生活者の予測結果

	当日（人）	1日後（人）	1週間後（人）	1ヶ月後（人）
冬の未明	2,285	11,056	3,916	1,867
夏の12時	2,487	11,053	3,908	1,861
冬の18時	2,487	11,206	4,077	1,964

## (8) 帰宅困難者

大規模災害が発生した場合には、公共交通機関が停止して帰宅困難者（市内滞留者）が発生することが想定される。そこで、国勢調査の従業地・通学地による人口を用いて、帰宅困難者数を想定した。

なお、近隣市町（千葉市緑区、千葉市若葉区、山武市、大網白里市、八街市、九十九里町）は全員が帰宅できるものとし、その他の通勤・通学者を帰宅困難者として想定した。

## ■帰宅困難者（市内滞留者）の予測結果

就業者（人）	3,304
通学者（15歳未満を含む）（人）	1,308
合 計（人）	4,613

## (9) 災害廃棄物

災害廃棄物の予測結果は、次のとおりである。

## ■災害廃棄物の予測結果

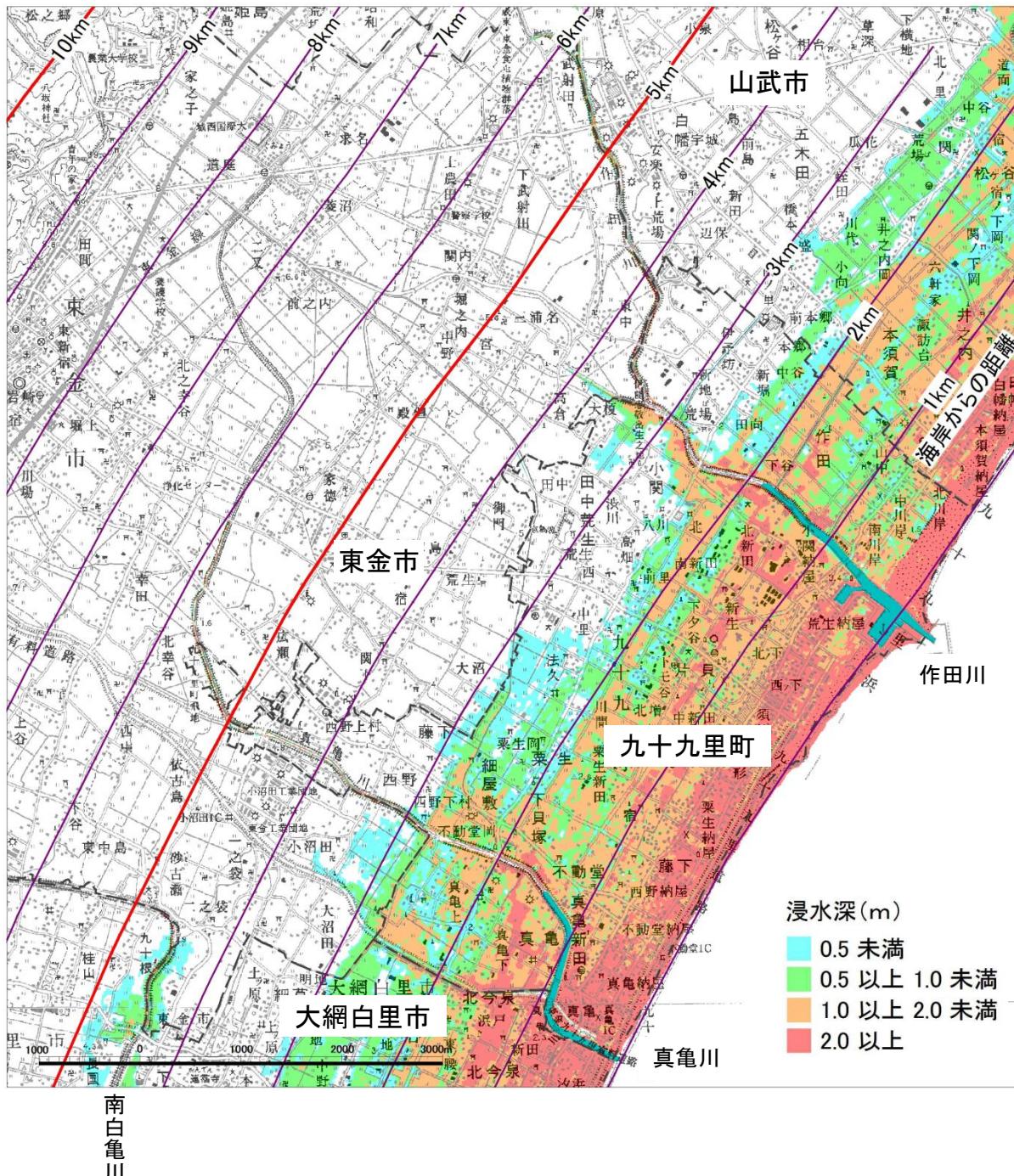
	冬の未明	夏の12時	冬の18時
災害廃棄物量（トン）	51,164.39	50,917.99	53,130.67

## (10) 南海トラフ地震

南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、県が南海トラフ地震防災対策推進計画を策定したが、市は南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれていないため、南海トラフ地震防災対策については、策定していない。

## 2 津波の想定

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（中央防災会議 平成25年12月）による元禄関東地震の津波が、南白亀川沿い及び九十九里町との境界周辺に到達すると予測されている。



### 3 風水害の想定

#### (1) 土砂災害

市域においては、急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害防止法による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。

指定箇所については資料編「危険箇所等」に記載する。

#### (2) 浸水

千葉県によって二級河川真亀川、作田川、南白亀川の浸水想定区域が公表されている。これらの河川の浸水区域内の避難人口は、次のとおりである。

##### ■ 浸水による避難人口の予測結果

地区名	浸水区域内（0.5m以上）の建物数	要避難人口（人）
田間地区	53	151
嶺南地区	16	40
城西地区	32	77
公平地区	32	75
丘山地区	31	59
大和地区	40	103
正気地区	91	214
豊成地区	5	11
源地区	35	73
合 計	335	804

#### (3) 風害

局地的に発生する竜巻による災害を想定する。

#### (4) 雪害

降雪による交通障害及び農作物等への被害の発生を想定する。

### 4 火山災害

富士山が噴火した場合には、風向きや風の強さによっては降灰があり、市民生活や農作物に影響がでることが予想される。宝永噴火（1707年）では、東金市域に約4cm以上の降灰があったとされている。そこで、「富士山火山防災マップ」（内閣府）に基づき2cm程度の降灰を想定する。

### 5 大規模事故

次の事故を想定する。

- (1) 放射性物質を取り扱う施設等での事故
- (2) 大規模火災
  - ア 大規模火災
  - イ 林野火災
  - ウ 危険物等の爆発、炎上、危険物質の漏出等
  - エ 大規模停電

(3) 公共交通等事故

- ア 航空機の事故
- イ 鉄道の事故
- ウ 車両の事故、土木構造物による事故